

別紙 4

下記のとおり、労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）及び告示（平成十年大蔵省・労働省告示第五号、平成十八年金融庁・厚生労働省告示第三号及び平成十八年金融庁・厚生労働省告示第四号）における改正内容については、それぞれ「対応する銀行法施行規則案又は信用金庫法施行規則」及び「対応する銀行法施行規則案」と同趣旨の改正を行う予定です。

※信用金庫法施行規則に対応する条項については、同規則の現行規定と同様の規定とする改正を予定。

1. 労働金庫法施行規則

改正しようとする内容	委任元の条項	対応する銀行法施行規則案又は信用金庫法施行規則
<p>①届出事項（第 83 条第 1 項、第 2 項、第 6 項）</p> <p>【主な内容】</p> <p>(1)法定営業日・法定業務取扱時間に業務を行う従たる事務所の設置に係る届出について、半期一括事後届出とする</p> <p>(2)従たる事務所の種類の変更（出張所から従たる事務所へ変更する場合）に係る届出について、半期一括事後届出とする</p> <p>(3)第 83 条第 1 項第 10 号を削除</p> <p>(4)法定営業日・法定業務取扱時間以外の時間においてのみ業務を行う従たる事務所について、その設置・位置変更・廃止に係る届出について、半期一括事後届出とする 等</p>	<p>労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第 91 条第 1 項第 6 号</p>	<p>【銀行法施行規則案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 9 条第 1 項第 3 号、第 4 号 ・ 第 35 条第 1 項第 3 号の 7 ・ 第 35 条第 1 項第 3 号の 8 ・ 第 35 条第 1 項第 4 号の 2 ・ 第 35 条第 1 項第 6 号 ・ 第 35 条第 1 項第 7 号 ・ 第 35 条第 1 項第 7 号の 2 ・ 第 35 条第 8 項第 2 号 <p>【信用金庫法施行規則（現行規定）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 100 条第 1 項第 5 号イ・ニ ・ 第 100 条第 1 項第 8 号 ・ 第 100 条第 1 項第 8 号の 2 ・ 第 100 条第 2 項第 5 号
<p>②臨時休業の届出等（第 112 条第 2 項から第 5 項）</p> <p>【主な内容】</p> <p>一営業日以内の臨時休業について、届出不要とする 等</p>	<p>労働金庫法第 94 条第 1 項において準用する銀行法第 16 条第 1 項から第 3 項</p>	<p>【信用金庫法施行規則（現行規定）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 130 条第 2 項第 2 号から第 4 号 ・ 第 130 条第 3 項 ・ 第 130 条第 4 項第 2 号、第 3 号 ・ 第 130 条第 5 項
<p>③特定労働金庫代理業者の臨時休業の届出等（第 144 条第 2 項、第 3 項）</p> <p>【主な内容】</p> <p>一営業日以内の臨時休業について、届出不要とする 等</p>	<p>労働金庫法第 94 条第 3 項において準用する銀行法第 52 条の 47 第 1 項、第 2 項</p>	<p>【信用金庫法施行規則（現行規定）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 162 条第 2 項第 2 号から第 4 号 ・ 第 162 条第 3 項

2. 告示

改正しようとする内容	委任元の条項	対応する銀行法施行規則案
①労働金庫法施行規則第四十二条第二項第四号に規定する有価証券の貸付け等を定める件（平成十年大蔵省・労働省告示第五号） 【主な内容】 1. ①③の改正に伴い第4条を削除	労働金庫法施行規則第83条第1項第10号	・第35条第1項第6号
②労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件（平成十八年金融庁・厚生労働省告示第三号） 【主な内容】 第1条及び第2条に労働金庫法施行規則第45条第3項第7号に掲げる業務を主として営む会社を追加	労働金庫法第58条第2項第13号、第58条の2第1項第11号	・第13条第4号の2
③労働金庫法第五十八条第二項第十三号及び第五十八条の二第一項第十一号の規定に基づく労働金庫及び労働金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件（平成十八年金融庁・厚生労働省告示第四号） 【主な内容】 第1条及び第2条に労働金庫法施行規則第45条第3項第7号に掲げる業務を主として行う会社が営む貸金業（労働金庫法施行規則第45条第3項第7号に掲げる業務に附帯して営むものに限る。）の業務の媒介を追加	労働金庫法第58条第2項第13号、第58条の2第1項第11号	・第13条第4号の2

※その他、上記改正に伴う所要の規定の整備等を行う。